

**監 査 委 員 告 示**

●金沢市監査委員告示第2号

包括外部監査人山田文禎の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

令和3年7月12日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大屋 貴裕	石川県金沢市緑が丘15番1号
深澤 智士	石川県金沢市彦三町2丁目5番35号
浅井 真喜	石川県金沢市寺町4丁目17番1号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年7月12日から令和4年3月31日まで

**監 査 公 表**

●金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年6月8日
- (2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日(平成28年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・使用料について 意見(18ページ)</p> <p>近江町交流プラザにあつては、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。</p>	<p>令和3年5月から、インターネットでの申請及びクレジットカードによる使用料の支払ができる金沢市電子申請サービスに、近江町交流プラザの利用申込みを追加した。</p> <p>このことにより、前日までの窓口での申請書の提出が不要となり、キャッシュレス決済に対応したため、市民の利便性が向上し、利用しやすい環境となった。</p>